

○公募型プロポーザルに関する公告

公募型プロポーザル方式について次のとおり公告する。

プロポーザルの提出について参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和元年7月30日

漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会
会長 大井川 和彦

1 調達に付する事項

- (1) 委託業務名 令和元年度 茨城県観光誘客ポスター制作等業務
- (2) 委託業務の内容 令和元年度 茨城県観光誘客ポスター制作等業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和2年3月31日まで

2 資格要件

以下のすべての要件を満たすこと。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿において、大分類「15 広告・出版・催物」、小分類「4 印刷物」に登録されている者であること。
- (2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

3 企画提案書の提出手続き

- (1) 担当部局 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会事務局
（茨城県営業戦略部観光物産課 宣伝誘客グループ内）
〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978番6
電話 029-301-3622（直通）
FAX 029-301-3629

(2) 公募に関する説明書の交付

ア 交付期間

令和元年7月30日（火）から令和元年8月14日（水）までの午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く）まで。

ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。

イ 交付場所

上記(1)の担当課に同じ。

ウ 交付方法

上記イにおいて直接交付又は下記URLからのダウンロードできる。

URL <http://www.ibarakiguide.jp/>

なお、直接交付を希望する場合は、上記（１）の受付窓口に事前に連絡すること。

（３）企画提案書の提出期限等

- ア 提出期限 令和元年 8 月 1 9 日（月）午後 5 時必着
- イ 提出先 上記（１）の担当部局に同じ。
- ウ 提出方法 持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。電子メールによる提出は認めないものとする。

（４）質問の受付

令和元年 7 月 3 0 日（火）から 8 月 1 4 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時（正午から午後 1 時までを除く）まで、担当部局への F A X にて受け付ける。

なお、F A X により質疑を提出したときは、電話で送付確認をすること。

4 審査方法及び評価項目

（１）審査方法

企画提案書の提出者によるプレゼンテーションを実施し、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会が設置した審査委員会において、下記（４）の審査基準に基づき総合的に審査し、最適業者を選定する。ただし、応募者が多数の場合は企画提案書の書類審査を実施し、その結果をもとにプレゼンテーション参加者を 5 社程度選定する。

（２）プレゼンテーションによる審査

日時 令和元年 8 月下旬予定

場所 茨城県庁会議室

※日時及び場所は、決定後速やかに通知する。

※機材を使用する場合は全て持込とし、質疑応答を含め 3 0 分程度とする。

（３）結果の通知

採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

（４）企画提案内容を特定するための評価項目

審査項目	審査基準
企画・コンセプト	・明確なコンセプトによる企画提案か。 ・事業趣旨を理解し企画に反映させているか。
デザイン	・インパクト及び訴求性のある内容か。 ・誘客促進に結びつく内容か。 ・文字、文章はイメージに合っているか。
イメージアップ効果	・茨城県のイメージアップが図れるような企画・構成内容となっているか。
価格	・予算額内であり、費用対効果が見込まれる内容か。
総合評価	・企画提案から受ける全体的な印象はどうか。

5 その他留意事項

- （１）書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- （２）本プロポーザルに関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- （３）契約保証金は契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上とする。ただし、茨城県財務規則第 1 3 8 条第 2 項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金額の全部又は一部を免除する。
- （４）企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を

行うことがある。

- (5) 提出期限後の提出書類の変更，差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが，採用決定後，提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (7) 採択された企画提案書の著作権は漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会に帰属する。
- (8) 契約書作成の要否 要
- (9) その他詳細については説明書による。